

# 総合評価落札方式（技術提案型）評価要領

令和2年3月24日 元建政技第451号

（改正 令和5年4月28日 5建政技第14号）

（最終改正 令和6年3月22日 5建政技第324号）

## 1. 趣旨

この評価要領は、総合評価落札方式（技術提案型）試行要領（以下「試行要領」という。）に基づく適正な評価の手続きを実施するため、必要な細目を定める。

## 2. 評価方法

- （1）技術評価会議は、原則として入札参加者に対してヒアリングを行い、提出された技術提案書の内容を確認する。
- （2）技術評価会議は、技術提案書の評価を行う。
- （3）技術提案等の評価の視点、評価基準は次のとおりとする。

### 1) 建設工事

#### ① 全般

- ・ 入札参加者の各技術提案に対して、期待される効果の有効性・具体性・適切性等を比較し評価する。
- ・ 何が課題かを的確にとらえ、正しく認識しているか。
- ・ 設計図書、現場条件、設計条件等を踏まえた提案となっているか。
- ・ 提案内容が技術基準等を満たしているか。また、明らかな法令違反がないか。
- ・ 提案内容は具体的手法とその効果、実績などが記載されているか。
- ・ 配置技術者が提案を理解しているか。
- ・ 配置技術者の責任において技術提案書が作成されているか。（配置技術者が作成していないことが認められる提案が含まれる事項は「評価できない」とする。）
- ・ 曖昧な表現など実施内容が不明瞭な提案、確実性・実効性に疑義のある提案、目的物の品質の低下が懸念される提案は「評価できない」とし、その事項におけるすべての提案が該当する場合にはその事項を「評価できない」と判断する。
- ・ 設計図書の変更が伴う提案は「評価できない」とする。ただし、変更内容が軽微であり、かつ効果が期待され、「設計図書で示す協議事項でないもの」、「工事目的物の変更が伴わないもの」の条件を満足するものは除く。
- ・ 工事目的物に求める機能やその効果と比較し過度なコスト負担を要すると判断される提案（別紙2「オーバースペック事例」に該当するものなど）は、優れた提案であっても、過度なコスト負担を要しない他者の提案より優位な評価としない。

#### ② 工程管理に係る技術的事項

- ・ 工程遅延防止、主要工種における作業の効率化、工程管理等に関する工夫

③ 材料の品質管理に係る技術的事項

- ・ 品質の確保・向上が見込まれる技術的な工夫

④ 施工上の課題に対する技術的事項

- ・ 施工上の課題への対応の的確性と工夫

⑤ 工事の特性に応じた課題に関する項目

- ・ 工事の品質確保・向上や安全な施工が見込まれる技術的な工夫など案件ごと提案項目の内容に応じて判断

2) 委託業務

① 全般

- ・ 入札参加者の各技術提案に対して、期待される効果の有効性・具体性・適切性等を比較し評価するものとする。
- ・ 何が課題かを的確にとらえ、正しく認識しているか。
- ・ 設計図書、現場条件、設計条件等を踏まえた提案となっているか。
- ・ 提案内容が技術基準等を満たしているか。
- ・ 提案内容は具体的手法とその効果、実績などが記載されているか
- ・ 配置技術者が提案を理解しているか。
- ・ 配置技術者の責任において技術提案書が作成されているか。（配置技術者が作成していないことが認められる提案が含まれる事項は「評価できない」とする。）
- ・ 曖昧な表現など実施内容が不明瞭な提案、確実性・実効性に疑義のある提案、目的物の品質の低下が懸念される提案は「評価できない」とし、その事項におけるすべての提案が該当する場合にはその事項を「評価できない」と判断する。
- ・ 設計図書の変更が伴う提案は「評価できない」とする。ただし、変更内容が軽微であり、かつ効果が期待され、「設計図書で示す協議事項でないもの」、「工事目的物の変更が伴わないもの」の条件を満足するものは除く。
- ・ 工事目的物に求める機能やその効果と比較し過度なコスト負担を要すると判断される提案（別紙2「オーバースペック事例」に該当するものなど）は、優れた提案であっても、過度なコスト負担を要しない他者の提案より優位な評価としない。

② 業務の実施方針、業務実施体制、工程（フロー）に関する事項

- ・ 設計図書に示す業務を行うにあたり、「課題」に対する「着目点と着目理由」と「着目点に対応した実施方針」に係わる提案が適切か。
- ・ 1提案は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って記載する。複数の着目対象が1提案に記載されている場合は、当該提案は「評価できない」とする。
- ・ 高い品質が確実に期待できる実施体制や取組内容、業務フロー、工程計画が提案されているか。
- ・ 業務の実施にあたり、技術的かつ総合的なサポート、最適化やアドバイスが期待

できる体制について、具体的な技術力等を明示した提案があるか。

- ・ 業務工程の遅延防止、作業の効率化、工程管理等に関する提案があるか。

③ 業務の特性に応じた課題に関する項目

- ・ 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的であるか。

(案件ごと提案事項の内容に応じて決定する)

- ・ 契約後の設計内容を拘束するような提案となっていないか。

3) 工事監督支援業務

① 技術者資格等に関する事項 (予定管理技術者の経験及び能力に関する項目)

次により資格を評価する。

評価A：以下の資格を有する者

- ・ 技術士 (総合技術監理部門 - 建設、又は建設部門)

評価B：以下のいずれかの資格を有する者

- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 土木学会特別上級土木技術者
- ・ 土木学会上級技術者
- ・ 土木学会1級土木技術者
- ・ 公共工物品質確保技術者 (I)、(II)

評価C：以下の資格を有するもの

- ・ RCCM 建設関連部門

② 業務執行技術力に関する事項 (予定管理技術者の経験及び能力に関する項目)

次により実績を評価する。

評価A：同種業務の実績がある。

評価C：類似業務の実績がある。

③ 地域精通度に関する事項 (予定管理技術者の経験及び能力に関する項目)

次により実績ならびに実施箇所評価する。

評価A：当該発注機関管内における同種又は類似業務実績がある。

評価B：当該発注機関管内を含む4ブロック (東信、南信、中信、北信) 内における同種又は類似業務実績がある。

評価C：上記以外に同種又は類似業務実績がある。

なお、県内本店向け発注の場合は次のとおりとする。

評価A：当該発注機関管内管内を含む4ブロック (東信、南信、中信、北信) 内における同種又は類似業務実績がある。

評価B：長野県内における同種又は類似業務実績がある。

評価C：上記以外に同種又は類似業務実績がある。

④ 業務執行技術力に関する事項 (予定担当技術者の経験及び能力に関する項目)

次により評価する。ただし、複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請され

た予定担当技術者の上位 1 名の評価とする。

評価 A：同種業務の実績がある。

評価 C：類似業務の実績がある。

⑤ 業務理解度に関する事項（実施方針に関する項目）

次の場合に優位に評価する。

- ・業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合
- ・本業務における特殊性（業務特性）に基づいた着眼点（課題）等の明確な記載がある場合
- ・本業務における着眼点（課題）や留意点とその対応策について適切な内容の記載がある場合
- ・本業務におけるミス防止、セキュリティ及びコンプライアンス対策についてそれぞれの記載内容の妥当性が高い場合

⑥ 実施体制に関する事項（実施方針に関する項目）

次の場合に優位に評価する。

- ・業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性が高い場合
- ・担当技術者（管理技術者は対象外）の人数、代替要員の確保など業務を遂行する上で体制が確保されている場合
- ・担当技術者（管理技術者は対象外）の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合
- ・当該発注機関からの指示事項等について、管理技術者、担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合
- ・管理技術者、担当技術者から当該発注機関監督員等への円滑な報告・連絡と共有のための手法、及びフォロー方法が具体的に示されている場合
- ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合

⑦ 業務の特性に応じた課題に関する事項（業務の特性に応じた課題に関する項目）

次について総合的に評価する。

- ・的確性について、必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅され、提案内容が的を得ている場合に優位に評価する。
- ・実現性について、提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。

4) その他

技術提案書評価に関する留意事項は、別紙 1 のとおり。

(4) 評価の区分は、次のとおりとする。

1) 入札参加者から提出された技術提案等について、下表の評価基準に基づき、技術提案等を求める事項ごと次の4段階評価を行う。

評価段階	評価基準	係数
評価A	・非常に優れた提案がある。 ・高い効果が期待できる提案がある。	1.0
評価B	・評価の視点に即し、優れた提案がある。 ・効果が期待できる提案がある。	0.6
評価C	・評価の視点に即している。(標準的な提案)	0.2
評価D	・提案がない、又は評価できない	0.0

2) 評価は相対評価により行う。

3) 評価点は、配点に係数を乗じて算出し、評価者の平均値(少数点以下第2位を四捨五入し、少数点第1位までとする。)とする。

(5) 技術評価会議は、各評価者の評価を審議し、委員会として総合的に判断し、技術提案書評価結果表を作成する。なお、次のいずれかに該当する場合は、入札書は無効とする。

- ① 白紙(未記入)
- ② 提案事項の評価点のいずれかが0点(全ての評価者が評価D)
- ③ 法令違反の記載

(別紙1)

## 技術提案書評価に関する留意事項について

施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事や業務において、工事の条件や現場条件等から設定した技術的課題に対する施工上の工夫等の技術提案を評価します。技術提案書を作成する場合は以下のポイントを参考にしてください。

### 1. 技術提案について

技術提案等を求める事項は、工事の条件や現場条件等を考慮した施工上の課題を踏まえ設定します。技術提案書の作成にあたっては、入札公告及び次の①～⑥について留意のうえ、記載してください。

#### ①当該現場の課題

記載内容は工事の条件や現場条件等から、適切な課題を抽出し記載してください。

#### ②具体的な提案内容

提案内容は次に示す事項を参考に具体的に記載してください。曖昧な表現など実施内容が不明瞭な提案、確実性・実効性に疑義のある提案、目的物の品質の低下が懸念される提案は当該提案を「評価できない」とし、その事項におけるすべての提案が該当する場合にはその事項を「評価できない」と判断します。

ア) 曖昧な表現は評価しません。

「原則として・・・」「・・・するよう努める。」「必要に応じ・・・する。」などの表現による提案内容は評価しません。

イ) 履行の確実性・実効性に疑義がある提案は評価しません。

他工事との調整や他機関との協議など新たな調整・協議を必要とする内容や、履行の確実性・実効性が担保されない提案は評価しません。

ウ) 実施することで品質の低下が懸念される提案は評価しません。

#### ③実施効果

提案内容が抽出した課題を解消するため、どの程度効果があるかを記載してください。期待される効果の有無及び有効性・具体性・適切性等について評価します。

#### ④実績及びその効果

提案内容に係る実績の有無、及びその際の効果を記載してください。実績がない場合は、実現可能な根拠を示してください。実現の見込みがない若しくは技術的根拠が確認できない場合、当該提案は「評価できない」とします。

## ⑤試行対象工事等に関する提案

「週休2日」、「ICT活用」など実施要領等により工事費等の設計変更を行うこととしている運用等に関する提案内容は評価の対象としません。ただし、実施要領に示す仕様や例示以外に先進的な取組で高い実施効果が得られるものは評価の対象とします。

## ⑥提案数について

技術提案等を求める事項ごとの提案数は下記のとおりです。これを超える提案があった場合には、当該事項について「評価できない」とします。なお、提案には通し番号を「提案の通し番号／総提案数」と記載してください。

区分	項目・事項	提案数
建設 工事	(1) 施工計画に関する項目 ア 工程管理に係る技術的事項 イ 材料の品質管理に係る技術的事項 ウ 施工上の課題に対する技術的事項 エ その他発注者が定める事項	1 事項あたり最大 3 提案
	(2) 工事の特性に応じた課題に関する項目	最大 5 提案
委託 業務	(1) 業務の実施方針、業務実施体制、工程（フロー）に関する事項	実施方針については最大 5 提案 業務実施体制、工程（フロー）についてはそれぞれ 1 提案
	(2) 業務の特性に応じた課題に関する項目 ア 工程管理に係る取り組み事項 イ 成果品の品質向上に係る取り組み事項 ウ 合意形成のための取り組み事項 エ その他発注者が定める事項	1 事項あたり最大 5 提案
工事 監督 支援 業務	(1) 業務の実施方針 ア 業務理解度に関する事項 イ 実施体制に関する事項	制限なし ただし、A 4 版 2 枚以内（様式 13 号）に収めること ※業務体制実施図（A 4 番 1 枚）を除く
	(2) 業務の特性に応じた課題に関する項目 ア 業務の特性に応じた課題に関する事項	制限なし ただし A 4 番 1 枚以内（様式 14 号）に収めること
	上記外	様式 8 号から 12 号のとおり あわせて様式 15 号を提出

## 2. 過大な提案（オーバースペック）について

技術提案は多大な費用を要する内容を求めるものではありません。工事費（業務費）を圧迫し

た場合、工事（業務）品質を低下させる可能性が高いことから、目的物に求める機能やその効果と比較し過度なコスト負担を要する過大な提案と判断される提案は、優れた提案であっても、過度なコスト負担を要しない他者の提案より優位な評価としないこととします。また、确实性・実効性に疑義のある提案、目的物の品質の低下が懸念される提案と判断できる場合は「評価できない」と判断します。

提案項目ごとに提案内容を実施した場合の「工事費（業務費）に対する増減額の割合（％）（※1）」を明示してください。

※1 過大な提案かを判断するための目安とします（※2）ので、提案項目ごとに増減額の割合を記載してください。（少数第1位を四捨五入し、整数止め）

※2 増加割合のみで判断するものではありません。

なお、過大な提案の主な事例は次のとおりです。

①条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案

地質条件によって設計変更の対象となるトンネル掘削パターンや補助工法に関する提案

②管理基準の厳格化に係る提案

出来形管理、品質管理における管理頻度・管理箇所の増加、試験項目の追加、規格値の厳格化やコンクリートの品質管理基準に対し過度な自社基準を設ける提案、騒音振動等の観測機器、観測箇所を過剰に追加する提案

③過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案

専任の観測員の過剰な配置、交通誘導員を過剰に増員する提案、過剰設備（多大な費用を要する濁水処理設備等）を増設する提案

④過剰な材料・配合・工法に関する提案

施工区間一連にわたりコンクリート強度を変更する提案、トンネル全線にわたり繊維補強コンクリートを採用する提案、必要以上に塗料を増塗りする提案

このほか、（別紙2）技術提案のオーバースペック事例集を参考にしてください。

**3. 設計図書や、法律、規則等を逸脱した記載が確認された場合は、入札を無効とします。**

評価に値する内容が数多くあっても、設計図書や、法律、規則等を逸脱した記載が1項目でもあれば、入札書は「無効」とします。

**4. 技術提案書の作成について**

記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自らが作成してください。（当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者の責任において技術提案書が作成されていることを意味する。）

**5. 技術提案に関するヒアリングの実施について**

ヒアリングは、当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者（配置予定技術者）による技術提案書の説明と、それに関する質疑応答を行うものとし、提案内容や資料の追加は認めません。追加提案があった事項については「評価できない」と判断します。

ヒアリングの出席者は説明者を含め2名までとします。(共同企業体の場合は構成員ごと2名までとする。)ただし、現場監督支援業務については、技術提案の説明を行う管理技術者(配置予定)、担当技術者(配置予定 技術提案における評価の上位1名)を含む3名までとします。

## **6. 技術提案書の作成状況の確認について**

技術提案書を自らが作成していないことが認められる場合又は5のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の技術提案書は評価対象としません。